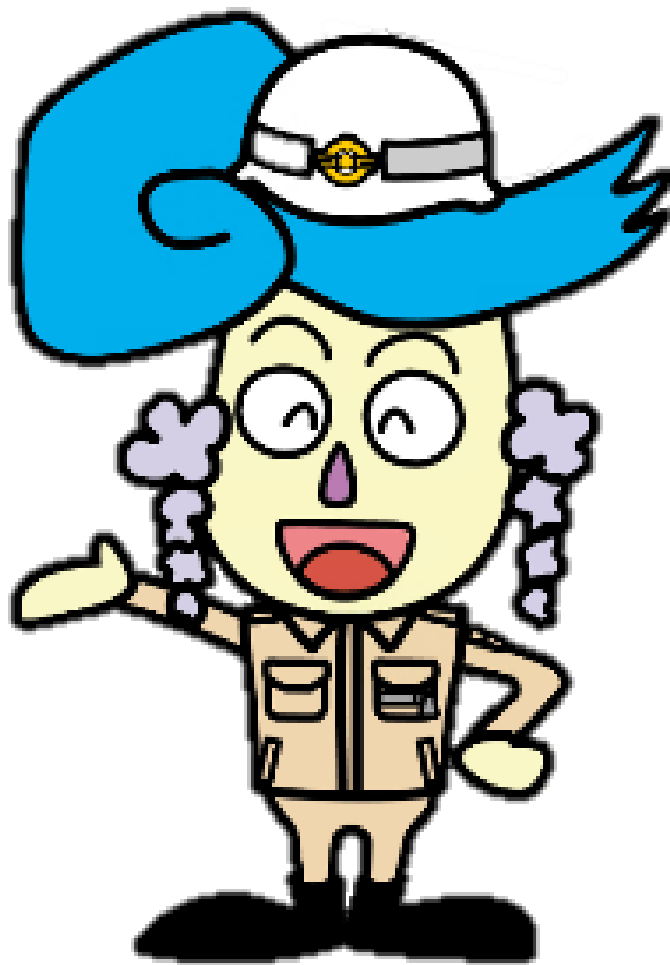


江南市

介護保険住宅改修の手引き



令和5年2月版

江南市健康福祉部高齢者生きがい課

目 次

1. 手引きの目的	… 1
2. 介護保険住宅改修費支給制度について	… 1
3. 手続きの流れ	… 2
4. 対象条件	… 4
5. 支給限度基準額	… 5
6. 支払方法	… 8
7. 申請時の提出書類と留意点	… 9
8. 住宅改修の種類	… 13
9. 住宅改修が支給できない場合	… 17
10. 現地確認について	… 17

1.手引きの目的

この手引きは、介護保険制度の住宅改修費支給を受けようとする方、介護支援専門員、地域包括支援センター職員及び施工者の方々に、次の内容をご理解いただくために作成しました。

- ①介護保険住宅改修の制度
- ②申請方法

2.介護保険住宅改修費支給制度について

介護保険では、手すりの取付けや段差解消など、自立した日常生活を送るための住宅改修に対し、その費用の一部を支給する制度があります。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

<住宅改修の種類>

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《留意点》

- 住宅改修業者について
住宅改修業者に愛知県や江南市の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては複数の業者(工務店やリフォーム会社等)から見積もりをとるようにしてください。
- 施工後のトラブルについて
施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、(ご契約時には)アフターサービス等についても確認しておくことをお勧めします。
- 住宅改修の効果の確認について
施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

3.手続きの流れ

要支援・要介護認定を受ける



ケアマネジャーに相談



事前申請（事前確認書類の提出）



江南市（保険者）による事前承認



施工・完成



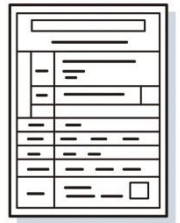
事後申請（住宅改修費の支給申請）



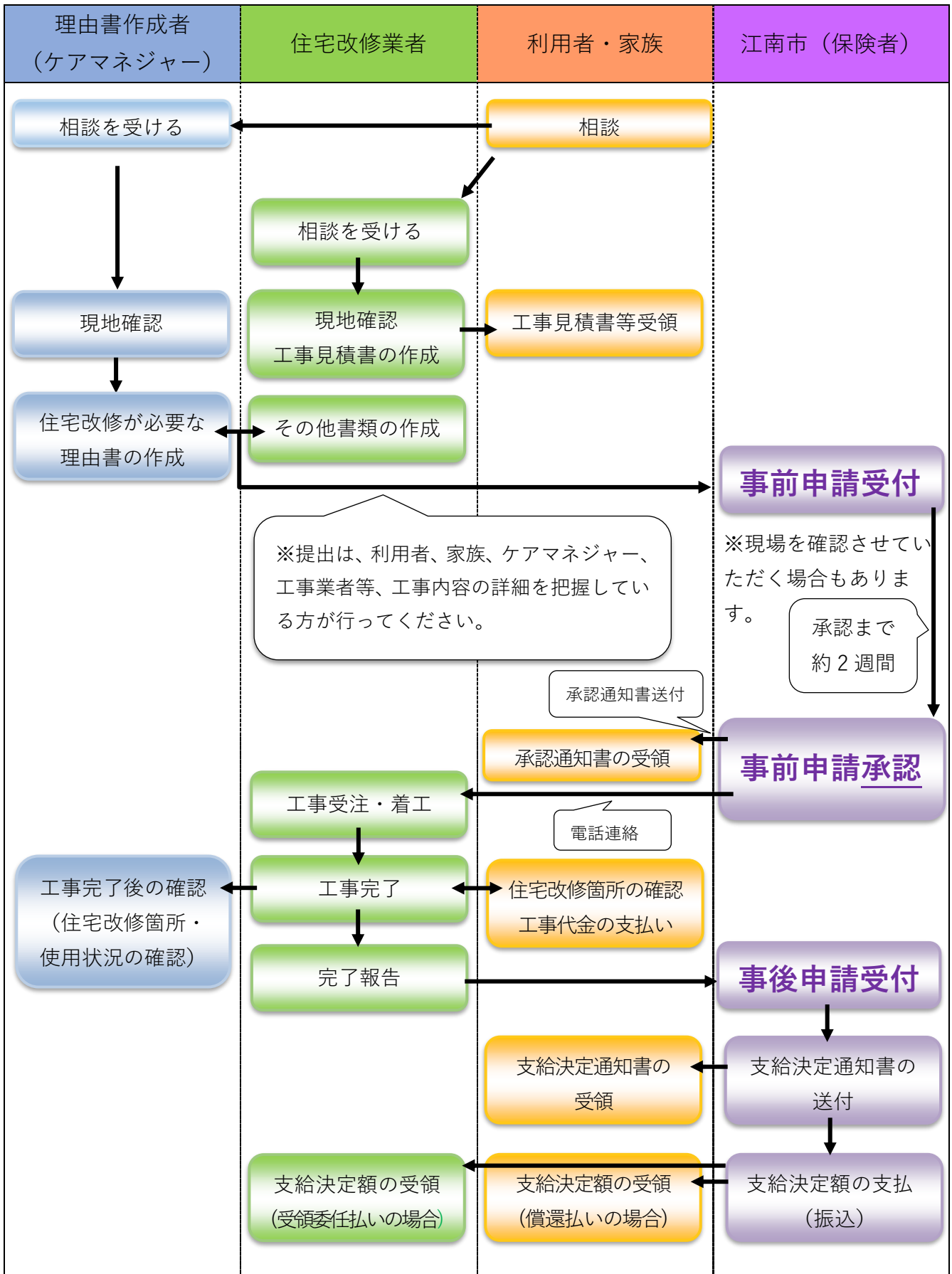
江南市（保険者）による確認（支給の決定）



住宅改修費支給



≪図解≫



4.対象条件

要支援・要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であり、在宅生活をしている方が対象です。

※事前申請の手続きをしないまま、着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

《留意点》

- 介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について
介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（入院中の一時外泊期間中の支給申請は認められません）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。
- 一時的に身を寄せている住宅の改修について
介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。
- 新築や増築の住宅改修について
住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。
- ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について
住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。



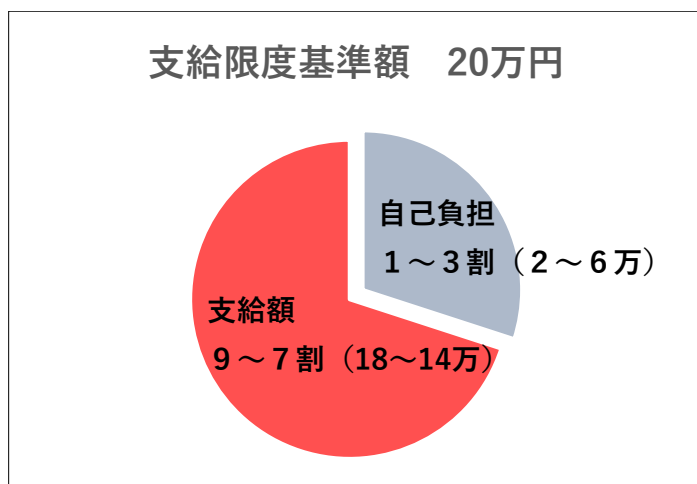
5. 支給限度基準額（支給の対象とする額の限度）

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は **20万円** です。

（1回の改修で使い切らず、数回に分けて利用することも可能です）

支給額…支給限度基準額内で実際にかかった費用の9～7割

- 自己負担割合 1割 → 9割支給（18万円まで）
- 自己負担割合 2割 → 8割支給（16万円まで）
- 自己負担割合 3割 → 7割支給（14万円まで）



※支給限度基準額（20万円）を超えた額については、全額自己負担になります。

再度、支給限度基準額 20万円を利用できる場合

① 3段階リセットの例外

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分を基準として、下表の「段階」が3段階以上上がった（要介護状態区分が3段階以上重くなった）場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能になります。

同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

段階	要介護状態区分	初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
第1段階	要支援1	要支援1（第1段階） ➡	要介護3（第4段階）
第2段階	要支援2		要介護4（第5段階）
	要介護1		要介護5（第6段階）
第3段階	要介護2	要支援2（第2段階） ➡	要介護4（第5段階）
第4段階	要介護3		要介護5（第6段階）
第5段階	要介護4	要介護1（第2段階） ➡	要介護5（第6段階）
第6段階	要介護5		要介護5（第6段階）

[例1：「3段階リセットの例外」が適用となる場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日の 要介護状態区分	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準 額の残額：(a)	20万円	10万円	*3段階リセット適用* 20万円
工事費用（介護保険対 象部分）：(b)	10万円	10万円	*初回の住宅改修着工日の要介護状 態区分を基準として「段階」が3段階 上がっているため、再度20万円までの 支給が可能になります
改修後の支給限度基準 額の残額 ：(a) - (b)	10万円	0円	

[例2：「3段階リセットの例外」が適用とならない場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日の 要介護状態区分	要介護3 (第4段階)	要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準 額の残額：(a)	20万円	10万円	×3段階リセット適用不可 0円
工事費用（介護保険対 象部分）：(b)	10万円	10万円	*初回の住宅改修着工日の要介護状 態区分「要介護3」が基準となるので、 「段階」が3段階上がっていることには ならず、3段階リセットの適用はあ りません
改修後の支給限度基準 額の残額 ：(a) - (b)	10万円	0円	

②転居リセットの例外

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅で、初めて行った住宅改修着工日の要介護状態区分が基準となります。

[例1：「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合①]

	転居前	転居後	
	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日の 要介護状態区分	要支援1 (第1段階)	要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準 額の残額：(a)	20万円	*転居リセット適用* 20万円	*3段階リセット適用* 20万円
工事費用（介護保険対 象部分）：(b)	10万円	20万円	*転居後の住宅で、初めて住宅改 修を行った要介護状態区分「要介 護1」を基準として「段階」が3 段階上がっているため、再度20万 円までの支給が可能となります
改修後の支給限度基準 額の残額 ：(a) - (b)	10万円	0円	

[例2：「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合②]

※転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。3段階リ
セットの基準となる要介護状態区分も転居前のものが適用されます。

	転居前	転居後	●●●●●●●● 再び転居前住宅に戻る	
	初回	2回目	3回目	4回目
住宅改修着工日の 要介護状態区分	要介護1 (第2段階)	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準 額の残額：(a)	20万円	*転居リセッ ト適用* 20万円	※転居前住宅に係 る支給状況が復活 5万円	*3段階リセット適用* 20万円
工事費用（介護保険対 象部分）：(b)	15万円	20万円	5万円	*転居前の住宅で、初め て住宅改修を行った要介 護状態区分「要介護1」 を基準として「段階」が 3段階上がっているた め、再度20万円までの支 給が可能となります
改修後の支給限度基準 額の残額 ：(a) - (b)	5万円	0円	0円	

支払い方法には、「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2種類があります。事前申請・事後申請共に必要な書類が異なります。

支払方法	内容
償還払い方式	利用者（被保険者）が一旦、 <u>改修費用全額</u> を施工業者に支払い、 <u>給付対象部分の9～7割の金額</u> を江南市から利用者へ給付されます。
受領委任払い方式	利用者（被保険者）が <u>改修費用の自己負担額のみ</u> を施工業者に支払い、 <u>給付対象部分の9～7割の金額</u> を江南市から施工業者に支払います。

《留意点》

- 受領委任払い方式を利用できる施工業者は、江南市に住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録されている業者に限ります。住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録に関するお手続き方法については、高齢者生きがい課へお問い合わせいただくか市のホームページ（ページID：1012840）にてご確認ください。
- 病院、施設等へ入院・入所している方、介護保険認定申請中の方は受領委任払い方式を利用できません。

7. 申請時の提出書類と留意点

<事前申請>

1. 住宅改修申出書

- ・申請者は被保険者であること
- ・被保険者氏名・住所が介護保険被保険者証記載のものと一致していること
- ・住宅改修の概要は改修の種類・改修箇所・内容を簡潔に記載すること

2. 住宅改修が必要な理由書 P 1, P 2

- ・理由書作成者の氏名の記載があること
- ・身体状況が具体的に記載されていること
- ・改修内容が介護保険対象として妥当であること
- ・入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記入されていること（分かる範囲で）
- ・これまでの生活歴（日常生活動作・社会参加等）なども考慮して記載すること
- ・P 2の具体的な困難な状況、改修目的等が、活動ごと、改修箇所ごとに具体的に記載されていること
「立ち上がる」「歩く」「またぐ」「段差昇降」「扉の開閉」等の動作において、それぞれがどのように困難なのかを具体的に記載した上で、どの状況をどのように改善する工事であるかを記載すること

※改修理由が不十分である場合、工事の承認がおりない場合があります。

3. 承諾書（住宅所有者が本人以外の場合のみ）

市営住宅の場合は、江南市役所都市整備部建築課にお問合せください

- ・住宅所有者の署名があること（記名の場合は押印（原則、同姓でも本人とは別の印鑑）が必要）

※住宅所有者が複数名いる場合は、住宅所有者全員からの承諾書が必要になります。

3. 工事見積書（工事費内訳書）

- ・工事見積書の宛名、住所（施工場所）等が被保険者本人であること
- ・工事見積書に事業所名、所在地、連絡先、発行日等が記載されていること
- ・改修の種類・箇所、写真番号を適切に記載すること
- ・改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されていること
- ・材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること
- ・諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額按分されていること

※介護保険給付対象外の改修が含まれている場合、介護保険給付対象費用と対象外費用を明確に区分して記入したものが必要です。

4. 改修前・後の図面（平面図）

- ・被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること
- ・被保険者本人の動線上の部屋には「居室」「寝室」等、名称を記載すること
- ・部屋の名称は「住宅改修が必要な理由書」「工事見積書」と一致していること
- ・段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できること
- ・踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されていること
- ・外出のための改修の場合、外出時の動線や駐車場等、目的の場所がわかるようにすること
- ・写真番号を記載すること

5. 改修前の写真(撮影日付入りのもの) ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- ・改修箇所の全体が写っていること
- ・改修箇所ごとの写真であり、A4の台紙に貼付、もしくはA4の用紙に出力したものであること
- ・写真の枠内に日付が入っていること（日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影すること。※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可）
- ・写真に番号を付けること（住宅改修が必要な理由書・工事見積書・図面と番号を一致させる）
- ・図面や工事見積書と照らし合わせ、どの箇所の改修が分かること
- ・段差の場合、段差にメジャーを充てた写真とその近接写真（凸部が確認でき、メモリが読める）の2枚の写真が必要

6. 介護保険被保険者証の写し

- ・介護認定有効期間内のものであること

7. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い承認申請書（受領委任払いの場合のみ）

- ・申請者は被保険者本人であること
- ・被保険者の氏名・住所の記載があること
- ・着工予定日が決まっている場合、記載があること（承認までに約2週間程度かかります）
- ・受領委任払い事業者の必要項目の記載があること
- ・新規・認定申請中や病院、施設等へ入院・入所中でないこと ※償還払いのみ申請可（要相談）

《留意点》

- 事前承認の時期について
事前申請の承認までに約2週間程度かかります。施工内容や書類に不備がなくとも、承認に時間を要する場合があります。予めご了承ください。
- 事前承認後の変更について
住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーや施工業者により高齢者生きがい課までお問い合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。
- ユニットバスについて
浴槽が工事前の物より深いタイプへの改修は対象外です。また、パッケージ料金の場合、介護保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の価格が確認できる「価格振り分け表」等が必要です。

- 賃貸アパート共有部分の改修費用について
賃貸アパート等の集合住宅の場合、洗面所やトイレ・階段が共同となっている場合など通常的生活領域と認められる特別な事情により住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。事前に高齢者生きがい課へご相談ください。
- 家族等が自ら行う住宅改修について
被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の見積書は、材料の販売者が発行した材料費の見積書となります。また、本人または家族等が作成した工事費内訳書（改修箇所ごとに使用する材料がわかるもの）の添付も必要です。

<事後申請>

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払いは受領委任払い用）

- (償還払いの場合) ・申請者・被保険者・口座名義人は同一者であること（本人以外の口座に振込を希望する場合は委任状が必要）
- (受領委任払いの場合) ・事業者の必要項目の記載があること
- (受領委任・償還共通) ・申請者は被保険者本人であること
- ・被保険者氏名・住所が介護保険被保険者証記載のものと一致していること
- ・着工日は事前申請の承認日以後の日付であること

2. 領収書（原本）

- (償還払いの場合) ・領収金額が、見積金額と同額であること
- ※介護保険給付の限度額を超える場合でも、見積金額を記載すること
- (受領委任払いの場合) ・領収金額が、自己負担額と一致すること
- (受領委任・償還共通) ・領収年月日が記載されていること
- ・施工業者の印が押印されていること
- ・宛名が被保険者本人であること
- ・但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること
- ※改修費を改修業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収書として受付できません。

3. 改修後の写真(撮影日付入り) ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- ・改修箇所の全体が写っていること（例えば、床上げの場合は、床全面の写真が必要。写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影する）
- ・改修箇所ごとの写真であり、A4の台紙に貼付、もしくはA4の用紙に出力したものであること
- ・写真の枠内に日付が入っていること（日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影すること。※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可）
- ・改修前の写真と同じ写真番号を付けること
- ・改修前と同方向から撮影した写真であること
- ・段差の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真（凸部が確認でき、目盛りが読める）の2枚の写真が必要
- ・固定状況が確認できること
- ・事前申請時の「改修後図面」及び「工事見積書」と整合した内容であること

4. 請求書（受領委任払いの場合のみ）※江南市ホームページに記載方法を掲載しています

- ・日付が空欄であること

➤ 家族等が自ら行う住宅改修について

「領収書」は、材料の販売者が発行したのものになります。

8.住宅改修の種類

*各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

(1) 手すりの取付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

〔付帯工事〕

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）	× 集合住宅等の共用部分の手すり（ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可）※事前にご相談ください
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	× 敷地外の手すり
○ 既存手すりの撤去費（付け替え・移設の場合）	× 固定したネジの頭を隠す化粧用のシール相当費用
○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）	× 手すり取付けの場合で、既存設置物の移設相当費用
	× 固定されていない家具（たんすや下駄箱など）への手すりの取付け 注1

注1

当該下駄箱等が住宅に据え付けられており、かつ手すりを取り付けるのに十分な強度（補強板を用いて十分な強度を得る場合も含む）が確認されている場合は、対象になります。この場合、施工業者は、改修前の写真等へこの旨を添え書きする必要があります。

《留意点》

- 被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すり、また取り外し可能な手すり（着脱式手すり）についても、取り外しのできないように金具等で住宅に固定化する工事が行われているものであれば、住宅改修の対象となります。ただし、支給申請の際には、跳ね上げ式手すりの場合は跳ね上げ途中の状態の写真、取り外し可能な手すりの場合は住宅に固定されていることが確認できる写真が必要となります。
- 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となりません。

(2) 段差の解消

敷居を低く（撤去）する、スロープの設置、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床のかさ上げ（工事を伴うもの）

〔付帯工事〕

浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事	× 床下収納スペースを埋める工事
○ スロープや踏み台を固定設置する工事	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ 敷石をコンクリートスロープにする工事	× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○ 居室・廊下をバリアフリーにする工事	× 上り框に腰かけ台を設置する工事
○ 階段の勾配を緩やかにする工事	× 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事	× 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に伴う付帯工事として認められるため）
○ 傾斜の解消	× 電気工事
○ 浴室や便所等の床のかさ上げ	× 着脱式の踏み台の設置 注1
○ 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）	

注1

着脱できないように固定する際は支給対象となります。

《留意点》

- 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室においては畳から板製床材、ビニール系床材等へ変更
- ・浴室においては床材の滑りにくいものへの変更
- ・通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

〔付帯工事〕

床材の変更のための下地の補強や根太（ねだ）の補強又は通路面の変更のための路盤整備も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更	× 老朽化による床材の張り替え
○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更	× 滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	× 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更
○ 階段の滑り止め（固定されているもの）	

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等へ取替え
- ・ドアノブの変更、戸車の設置等を含む工事を伴う扉の取替え ・扉の撤去

〔付帯工事〕

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	× 自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用
○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え	× 引き戸等の新設（ただし、扉の取り換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
○ ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更	
○ 扉の撤去	× 老朽化による引き戸の取替え
○ 扉の開く向きの変更	× 扉の使用に支障がない場合の、間口の拡大 注1
	× 雨戸の取替え
	× 破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の材質変更

注1

被保険者の心身の状況等に基づいた理由により扉の使用に支障があると認められる場合は、対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更や既存の便器の位置や向きの変更

〔付帯工事〕

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え	× 洋式便器から洋式便器への取替え（便座の位置が変わらない場合）
○ 洋式便器の工事	× 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
・便座の高さが高い（低い）洋式便器に取り換える場合（ただし、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象）	× 介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置
・洋式便器の位置や向きを変える工事	× 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え
○ 既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置（和式便器を洋式便器に取り換えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象）	× 電気工事
○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	

《留意点》

- 和式便器から洋式便器への取り換えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

9. 住宅改修費が支給できない場合

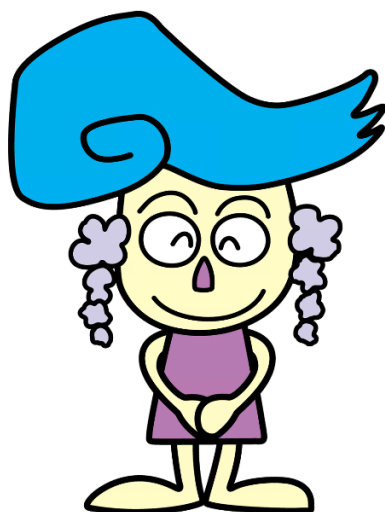
次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- ① 改修箇所を一度も利用せずに支給申請した場合
- ② 医療病床や介護保険施設に入院（所）中の方が外泊中に支給申請した場合（退院（所）後に支給申請してください）
- ③ 要支援・要介護認定が非該当となった場合
- ④ 無断で事前申請の改修内容から異なる改修を行った場合

10. 現地確認について

江南市（保険者）が、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付の適正化の取り組みとして、現地確認（工事の前後）をする場合があります。

メモ



江南市介護保険住宅改修の手引き

令和5年2月版発行

発行・編集

江南市健康福祉部高齢者生きがい課 介護給付グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL 0587-54-1111 (内線 434) / FAX 0587-56-5951